



2024年2月5日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 一 蔵
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 河 端 義 彦
(コード：6186 東証スタンダード)
問 合 せ 先 管 理 本 部 総 務 部 次 長 安 達 泰 之
(TEL：03-5297-5151)

食中毒事故発生に伴う営業禁止処分の解除のお知らせ

この度、当社が運営する結婚式場「グラストニア」（愛知県名古屋市昭和区）におきまして、ノロウイルスを原因とする食中毒事故が発生し、同式場は名古屋市保健所昭和保健センターより営業禁止処分を受けておりましたが、営業禁止処分が解除されましたのでお知らせいたします。

発症されたお客様には、多大なる苦痛とご迷惑をお掛けしましたことを心よりお詫び申し上げます。また、当該式場をご利用いただいておりますお客様及び今後当該式場をご利用予定のお客様、並びに関係者の皆様に多大なるご迷惑とご心配をおかけしましたことを重ねてお詫び申し上げます。

記

1. 食中毒の内容について

2024年1月27日に結婚式場「グラストニア」において、ご披露宴にご列席されたお客様より体調不良（腹痛、下痢、嘔吐等）を訴えられている旨のお申し出がございました。これを受け、直ちに名古屋市保健所昭和保健センターに報告し、2024年1月31日に同保健センターの立ち入り検査が実施されました。この結果、発症されたお客様及び当該式場スタッフ合わせて7名から食中毒の病原物質であるノロウイルスが検出され、発生状況等より当該式場で感染されたものと判明いたしました。

2. 行政処分の内容について

処 分 事 業 所：結婚式場「グラストニア」

1 F メインキッチン・2 F ペストリーキッチン

所 轄 保 健 所：名古屋市保健所昭和保健センター

処 分 年 月 日：2024年1月31日

処 分 の 理 由：食品衛生法第6条第3号違反

処 分 の 内 容：2024年1月31日からの営業の禁止（該当設備の稼働停止）

病 原 物 質：ノロウイルス

処 分 解 除 年 月 日：2024年2月3日

3. 処分解除までの取り組みと今後の対策について

当社では、日頃より式場従業員に対する教育のほか、衛生検査の実施、各種マニュアルの改訂など衛生管理の徹底に努めてまいりましたが、このような事故の発生に至りました。事故発生後、お客様への対応や改善のための取り組み等、全社をあげて迅速に活動するように努めました。具体的には、名古屋市保健所のご指導の下、保管されている食材については、感染の可能性のあるものは全てを廃棄処分としたうえで、調理場内設備及び使用器具、バックヤード、テーブル、トイレ等の清掃、消毒を徹底的に行いました。また、全従業員のノロウイルス検査（検便）も改めて行い、衛生教育に全員が参加することで食品衛生知識と意識を高める活動をいたしました。具体的には以下の事項の検討に着手しております。

- ① 衛生管理マニュアルの見直し
- ② 調理環境の衛生管理の強化
- ③ 従業員の衛生管理の強化
- ④ 食品の衛生管理の強化

当社グループでは、今回の事態を厳粛に受け止め、深く反省するとともに、今後の再発防止に向けましてより一層、衛生管理と社内教育の徹底を図り、食の安全の確保に万全を期してまいり所存でございます。何卒、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

4. 業績への影響

本件による当社の業績に与える影響は軽微であると考えておりますが、改めて開示が必要な場合には別途、速やかにお知らせいたします。

以 上